

天川村定住促進住宅入居申込の手引き

(申込書を記入前に必ず読んでください。)

1 申込方法

本書の中身を熟読し、申込資格を理解されたうえで、「定住促進住宅入居申込書」と共に下記の書類を提出してください。 ※ご連絡先は必ず記入して下さい。

記

- 住人本人の住民票
- 所得証明書（市町村民税証明書など）
- 印鑑登録証明書（契約に必要）
- 滞納の無い証明書（完納証明書）

契約時に

- 連帯保証人の所得証明書及び印鑑登録証明書

連帯保証人の条件（すべての条件を備えている方）

- ① 市町村税等の滞納がないこと。
- ② 同居予定の親族以外の方であること。
- ③ 入居者と同等、あるいはそれ以上の収入があること。

2 抽選について

申込者が募集人数を超えた場合は、抽選等を行う事があります。

※事前に連絡が無く欠席した場合は棄権とみなします。また、抽選会に代理者が参加する場合は委任状が必要となります。

3 入居決定について

申込書等の必要書類を提出していただいた後、入居資格を審査し、入居決定を行います。

※入居決定者は、入居決定通知を郵送しますので、必要書類の提出をお願いします。

○申込及び問合せ先

天川村役場 産業建設課住宅係

〒638 - 0392

奈良県吉野郡天川村大字沢谷60番地

TEL : 0747 - 63 - 0321 (内線) 131

4 入居者資格

定住促進住宅に入居することができる者は、入居の申込み日において、次の各号に掲げる全ての条件を備えている必要があります。

- (1) 入居申込時において将来にわたり村に定住し、地域の担い手として、村の発展に寄与する意志を有する者であること。
- (2) 地域活動等において積極的に参加する意志を有する者。
- (3) 単身の場合は40歳以下の者。但し、同居者に中学生未満の子供を持つ者においてはその限りでない。
- (4) 一定の職を有し、独立の生計を営み、この条例の規定による家賃及び敷金を支払う能力を有する者であること。
- (5) 市町村民税等の滞納がない者であること。
- (6) その者は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

※ 上記資格を満たしていないことが判明した場合は、過失の有無にかかわらず申込は無効となります。

5 名称、所在地等について

名 称	所 在 地	戸数
南日裏定住促進住宅	天川村大字南日裏229番地	3棟
坪内定住促進住宅	天川村大字坪内271番地の2 他	4戸
沖金定住促進住宅	天川村大字沖金63番地の1	1棟
洞川定住促進住宅	天川村大字洞川360番地の2	6戸
中谷定住促進住宅	天川村大字中谷84番地の1	8戸

6 家賃について

住宅名	住戸名	1 カ月分家賃	減免措置(子供 1人つき)	駐車場 使用料
南日裏定住促進住宅	1・2・3号室	40,000円	3,000円	—
坪内定住促進住宅	1・2号室	27,000円	3,000円	1,000円
	3・4号室	23,000円	なし	1,000円
沖金定住促進住宅	—	40,000円	3,000円	—
洞川定住促進住宅	1・2・3・4号室	30,000円	なし	1,000円
	3・6号室	38,000円	3,000円	1,000円
中谷定住促進住宅	101・104・201・202 号室	30,000円	なし	1,000円
	102・103・202・203 号室	38,000円	3,000円	1,000円

3 その他

- (1) 『定住促進住宅入居申請書』の記入は、すべてペン又はボールペンを使用し、鉛筆は使用しないでください。また、誤記入をされた場合は、誤った箇所に二重線を引き、その上に訂正印を押してください。
- (2) 入居申請書の申込年月日には、提出日を記入してください。申込後、住所や職場等に変更があった場合や、都合により辞退される場合も必ず連絡してください。
- (3) 出生を除き、入居申込書に記載された以外の同居は原則として認められません。入居後、同居させようとする方がいる場合は手続きが必要ですので、事前に住宅係に相談してください。
- (4) 集合タイプの定住促進住宅の駐車場は、原則1戸あたり1台の駐車区画しかありません。なお、駐車場使用料1,000円が必要となります。
- (5) 集合タイプ住宅内では、犬・猫・鳥等、動物類の飼育は禁止します。また、期間にかかわらず他人から預かる行為、野良猫等へのエサを与える行為も飼育とみなします。なお、他の入居者に迷惑をかける行為をする方は、その方の世帯全員退去していただくこととなります。
- (6) 入居申請書及び添付書類に偽りの記載をして入居された場合は、直ちに退去していただきます。また、次のような場合は、申込をしても無効となります。

- ・ 申込書に不正の記載があった場合
 - ・ 入居申込資格がない場合
 - ・ 友人同士の申込や家族を不自然に分割して申込まれた場合
 - ・ 許可なく申込書に記載した方全員が同時に入居しない場合
- (7) 入居決定後（通知から10日以内）に、敷金（家賃の3か月分）及び入居開始月の家賃の納入と、連帯保証人1人の連署のする請願（誓約書）の提出等の入居手続きをしていただきます。
- (8) 入居後、家賃を3か月以上滞納したときは住宅を明け渡していただきます。
村では、家賃の納入は口座振替（奈良県農協天川支店）を推奨しております。
詳しくは住宅係にお尋ねください。
- (9) 入居後は、地域内の活動に参加していただきたいと思います。尚、家賃には区費等の費用は含まれておりませんので、それぞれの大字区長さんに問い合わせてください。
- (10) 電気、ガス、水道他についての手続きは、入居者で行ってください。
- ① 電気・・・関西電力高田営業所 Tel 0800 - 777 - 8051
 - ② ガス・・・洞川定住促進住宅
久保燃料店 Tel 0747 - 64 - 0608

中谷定住促進住宅
根来商店 Tel 0747 - 63 - 0345
 - ③ 水道・・・役場産業建設課 水道係 Tel 0747 - 63 - 0321
 - ④ 電話・・・NTT西日本 Tel 局番なし 116
携帯電話から 0800 - 2000 - 116
 - ⑤ ケーブルテレビ・・・こまどりケーブル(株)
Tel 0120 - 667 - 740

以上